

○京都市旅館業施設建築等指導要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">京都市旅館業施設建築等指導要綱</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(計画の公開)</p> <p>第4条 建築主等は、次条の規定による市長の承認を申請する日の20日前から、建築基準法第6条第4項の規定による確認の通知があるまでの間、当該旅館業施設の敷地内の見やすい場所に、当該建築又は用途の変更の計画（以下「計画」という。）の概要を記載した標識（第1号様式）を設置しなければならない。ただし、<u>条例第10条第1項で規定する小規模宿泊施設の外部に設ける玄関帳場のみに係る計画</u>については、この条及び次条の規定を、<u>京都市宿泊施設の建築等に係る地域との調和のための手続要綱（以下「調和要綱」という。）第6条から第8条及び第10条の規定による手続を行った計画</u>については、この条の規定を、それぞれ適用しない。</p> <p>2 建築主等は、前項の標識を設置したときは、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>3 建築主等は、近隣住民その他の関係者に対し、当該旅館業施設の計画の概要について、説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講ずるものとする。</p> <p>4 標識の記載事項に変更が生じたときは、直ちに標識の記載を訂正しなければならない。</p> <p>(計画の承認)</p> <p>第5条 建築主等は、旅館業施設に係る建築又は用途の変更について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する前（当該建築又は用途の変更に関し、確認申請書の提出に先立ち、宅地造成等規制法、都市計画法その他の法令の規定により許可の申請等を行う場合にあつては、当該許可の申請</p>	<p style="text-align: center;">京都市旅館業施設建築等指導要綱</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(計画の公開)</p> <p>第4条 建築主等は、次条の規定による市長の承認を申請する日の20日前から、建築基準法第6条第4項の規定による確認の通知があるまでの間、当該旅館業施設の敷地内の見やすい場所に、当該建築又は用途の変更の計画（以下「計画」という。）の概要を記載した標識（第1号様式）を設置しなければならない。ただし、<u>条例第10条第1項で規定する小規模宿泊施設の外部に設ける玄関帳場のみを新たに設ける計画</u>については、この条及び次条の規定は、適用しない。</p> <p>2 建築主等は、前項の標識を設置したときは、速やかに市長に報告しなければならない。</p> <p>3 建築主等は、近隣住民その他の関係者に対し、当該旅館業施設の計画の概要について、説明を行うとともに、必要と認められるときは、説明会を開催する等の措置を講ずるものとする。</p> <p>4 標識の記載事項に変更が生じたときは、直ちに標識の記載を訂正しなければならない。</p> <p>(計画の承認)</p> <p>第5条 建築主等は、旅館業施設に係る建築又は用途の変更について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する前（当該建築又は用途の変更に関し、確認申請書の提出に先立ち、宅地造成等規制法、都市計画法その他の法令の規定により許可の申請等を行う場合にあつては、当該許可の申請</p>

等を行う前)に、当該計画が第3条に規定する基準に適合するものであることについて、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の市長の承認を受けようとする者は、旅館業施設計画承認申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、調和要綱第6条から第8条及び第10条の規定による手続を行った者は、次の第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 公開結果報告書(第3号様式)
- (2) 標識を設置している状況を撮影した写真
- (3) 構造設備の概要(第4号様式)
- (4) 付近見取図(縮尺2,500分の1以上で、縮尺、方位及び申請に係る建築物の敷地境界線から周囲おおむね200メートルの区域内の状況が明記されたもの)
- (5) 配置図(縮尺200分の1以上で、縮尺、方位、敷地境界線及び敷地内における建築物の位置が明記されたもの)
- (6) 各階平面図(縮尺200分の1以上で、縮尺、方位、玄関帳場(玄関帳場代替設備を含む)の位置及び設備の配置が明記されたもの)
- (7) 客室の床面積、寝室面積及び窓面積の算定範囲を示す書類
- (8) 玄関帳場及びロビーの面積の算定範囲を示す書類
- (9) 面積及び寸法に係る構造設備基準適合状況確認表(第5号様式)
- (10) 立面図(縮尺200分の1以上で、縮尺、屋根及び外壁の色彩が明記されたもの)
- (11) 室内の仕上げを明示した書類
- (12) 屋外に掲出する広告物の意匠及び形態並びに設置場所を明示した図面
(削除)
- (13) その他市長が必要と認める書類
(情報提供等)

等を行う前)に、当該計画が第3条に規定する基準に適合するものであることについて、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の市長の承認を受けようとする者は、旅館業施設計画承認申請書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 構造設備の概要
- (2) 公開結果報告書(第3号様式)
- (3) 標識を設置している状況を撮影した写真
- (4) 付近見取図(縮尺2,500分の1)
- (5) 配置図(縮尺100分の1又は200分の1)
- (6) 各階平面図(縮尺100分の1又は200分の1)
- (7) 客室の床面積、寝室面積及び窓面積並びにその算定根拠を表等により示す書類
- (8) 玄関帳場等の詳細図
(新設)
- (9) 立面図(縮尺100分の1又は200分の1)
- (10) 室内の仕上げを明示した書類
- (11) 屋外に掲出する広告物(以下「屋外広告物」という。)を設置する場所の付近見取図
- (12) 屋外広告物の意匠及び形態を明示した図面
- (13) その他市長が必要と認める書類
(情報提供等)

第6条 第5条に規定する計画の承認について、関係機関に対し、必要に応じて情報提供し、意見を求めることができるものとする。

(削除)

(建築主等に対する勧告)

第7条 市長は、第5条の規定により市長の承認を受けようとする計画が第3条に規定する基準に適合していないと認めるときは、建築主等に対し、計画の中止又は変更の勧告を行うものとする。

(公表)

第8条 市長は、前条の勧告を行った場合において、建築主等がその勧告に従わないときは、建築主等の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びにその勧告の内容を公表することができる。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(令和4年2月4日医療衛生担当局長決定)

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

第6条 第5条に規定する計画の承認について、次に掲げる者に、必要に応じて、情報提供し、意見を求めることができるものとする。

- (1) 文化市民局長
- (2) 産業観光局長
- (3) 子ども若者はぐくみ局長
- (4) 都市計画局長
- (5) 建設局長
- (6) 市長が指名する区長
- (7) 消防局長
- (8) 教育長

(建築主等に対する勧告)

第7条 市長は、第5条の規定により市長の承認を受けようとする計画が第3条に規定する基準に適合していないと認めるときは、建築主等に対し、計画の中止又は変更の勧告を行うものとする。

(公表)

第8条 市長は、前条の勧告を行った場合において、建築主等がその勧告に従わないときは、建築主等の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びにその勧告の内容を公表することができる。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。